



2025年2月13日

各位

会社名 大豊建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 森下 覚恵
(コード番号 1822 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部総務部長 佐藤 明
(TEL. 03-3297-7406)

株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、転換社債型新株予約権付社債の 転換価額の調整並びに株主優待制度の新設に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更、転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整並びに株主優待制度の新設を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年3月31日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	18,083,163株
今回の分割により増加する株式数	72,332,652株
株式分割後の発行済株式総数	90,415,815株
株式分割後の発行可能株式総数	160,000,000株

(注) 上記の株式数は、株式分割基準日までに変動する可能性があります。

③分割の日程

基準日公告日(予定)	2025年3月14日(金曜日)
基準日	2025年3月31日(月曜日)
効力発生日	2025年4月1日(火曜日)

(3) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②2025年3月期の期末配当金

今回の株式分割は、2025年4月1日（火曜日）を効力発生日としておりますので、2025年3月31日を基準日とする2025年3月期の期末配当については、株式分割前の株式が対象となります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2025年4月1日（火曜日）をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,200万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億6,000万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年2月13日（木曜日）
効力発生日	2025年4月1日（火曜日）

3. 転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社が発行した大豊建設株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び期中償還請求権並びに転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の転換価額を2025年4月1日（火曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

銘柄	調整前転換価額	調整後転換価額
大豊建設株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び期中償還請求権並びに転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）	2,814.3円	562.9円

4. 株主優待制度の新設

(1) 新設の目的

株主の皆様からの日頃のご支援に対して感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの株主の皆様が中長期的に当社株式を保有していただけるように、株主優待制度を新設することにいたしました。

(2) 株主優待制度の概要

①対象となる株主様

毎年3月末日及び9月末日現在の当社株主名簿に記録された100株以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。

②株主優待の内容

3月末日及び9月末日を基準日として、以下のとおり継続保有期間を判定するとともに、優待基準日時点の保有株式数に応じて、年2回、下表記載の金額の「当社特製QUOカード」を進呈します。

・分割前の基準日（2025年3月末日基準日）の株主優待の内容

継続保有期間 保有株式数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
100株以上200株未満	1,000円分	1,500円分	2,500円分
200株以上	1,500円分	2,500円分	5,000円分

・分割後の基準日（2025年4月1日以降の基準日）の株主優待の内容

継続保有期間 保有株式数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	基準日
100株以上500株未満	500円分	1,000円分	1,500円分	3月末日 及び 9月末日 (年2回)
500株以上1,000株未満	1,000円分	1,500円分	2,500円分	
1,000株以上	1,500円分	2,500円分	5,000円分	

(注) 継続保有期間とは、毎年3月末日及び9月末日を基準日とする株主名簿に、優待基準日から遡って同一の株主番号で連続して、100株以上を保有する株主として記録された期間とします。

保有株式数は、優待基準日時点の株主名簿に記録された株式数とします。

③進呈の時期

毎年3月末基準日の株主名簿に記録された株主様は6月下旬、9月末基準日の株主名簿に記録された株主様は12月上旬を予定しております。

(3) 株主優待の開始時期

2025年3月31日（月曜日）を基準日とする当社株主名簿に記録された当社株式100株以上を保有されている株主様を対象として開始いたします。

(4) その他

株主優待制度の詳細につきましては、後日、当社ホームページ等でご案内していく予定です。

以上